

愛知県ファミリー・フレンドリー企業 ～登録のご案内～

愛知県では、従業員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録しています。取組を進めることで、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保・定着や従業員の意欲向上などにつながります。是非ご登録ください。

○登録対象

愛知県内に本社又は主たる事業所を置く企業(法人のほか、団体等を含む)

○登録内容

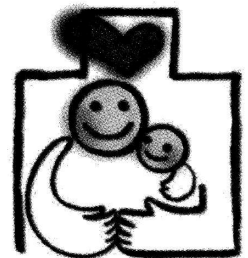
次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画に定めた取組目標や、就業規則で定めた子育て・介護等の支援制度

○登録期間

登録の日から一般事業主行動計画の計画期間の終了日まで

《登録の申請に必要な書類》

1. 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録申請書(様式第一号)
※専用サイト「ファミフレネットあいち」から様式をダウンロードして作成。
2. 一般事業主行動計画
3. 一般事業主行動計画策定・変更届の写し(各都道府県労働局の受付印のあるもの)
4. 現行の支援制度にかかる就業規則等の写し(主に育児・介護に関する規定)
※就業規則は、育児・介護休業法を遵守している必要があります。



愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

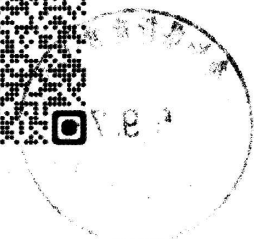
主な登録のメリット

1. 企業の取組状況を「ファミフレネットあいち」にて公表し、広くPRします
2. 「愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク」を名刺などに表示できます
3. 他の模範となる優れた取組を実施している企業を、愛知県知事が表彰します
4. 愛知県の入札や協賛金融機関の金利において優遇されることがあります
5. ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント(社会保険労務士等)を無料で派遣します

詳しくは、「ファミフレネットあいち」をご覧ください。

▶▶▶ <https://famifure.pref.aichi.jp/>

右二次元コードからもアクセスできます。



中小企業男性育児休業取得促進奨励金

男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給します。
男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりは、業務の効率化や企業のイメージアップ、人材の確保・定着につながります。



支給額 1事業者1回限り

通算*28日以上 of 育休取得

100万円

通算*14日以上 of 育休取得

50万円

※分割取得の場合は日数を通算

申請の流れ

STEP1

男性従業員が育児休業(産後パパ育休を含む)を取得・原職等に復帰

・2023年4月1日以降に開始した育児休業(産後パパ育休を含む)が対象です。
・育児休業取得状況等について、自社Webサイト等で公表してください。

STEP2

申請(下記の申請受付期間内に郵送又は持参)

・県Webサイトから申請様式をダウンロードの上、郵送又は持参で申請してください。
・育児休業から復帰して2か月経過した日の翌日から申請可能です。

STEP3

審査

・申請から支給決定まで約1か月かかります。
・審査に必要な事項を県から調査することがあります。

STEP4

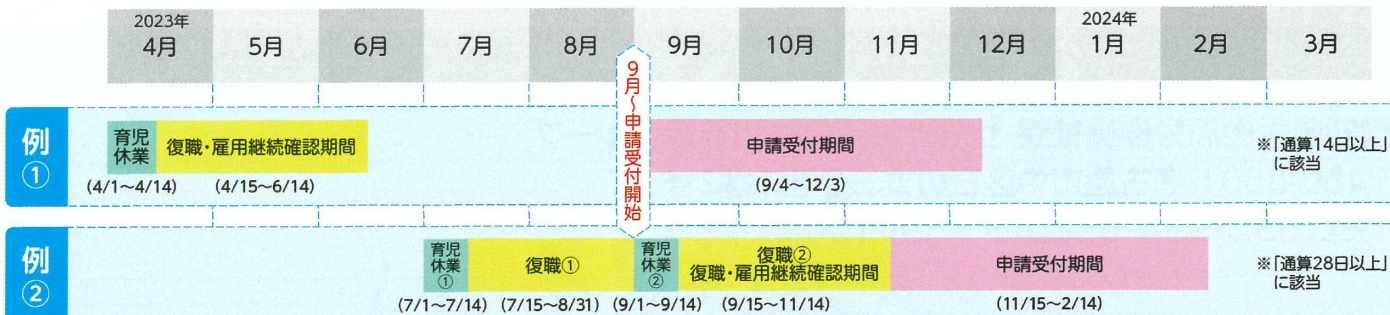
支給

・支給決定後、指定の口座に奨励金を支給します。
・県Webサイトで、貴社の取組事例を公表します。

申請受付期間 2023.9.4~2024.3.31 ※予算に達するまで

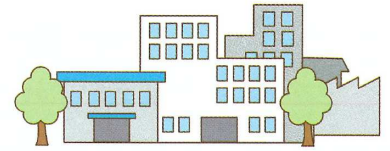
- ・対象従業員が育児休業から原職等に復帰後2か月経過した日(起算日)の翌日から3か月以内、又は2024年3月31日のいずれか早い日まで
- ・起算日の翌日が2023年9月4日より前となる場合は、2023年12月3日まで
- ・対象従業員が2024年1月以降に育児休業から復帰する場合は、2024年2月29日までに必ずご相談ください

イメージ



対象となる中小企業等

- ・ 常時雇用する従業員数が300人以下(資本金の規模は問わない)
- ・ 愛知県内に本社又は主たる事務所を有する法人*や個人事業主
*会社、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、事業協同組合 等
- ・ 雇用保険の適用事業所
- ・ 就業規則に育児休業制度を設けている
- ・ 対象従業員の育児休業取得状況等について、県Webサイトへの掲載に協力するとともに、自社のWebサイト(Webサイトがない場合は社内報や職場での掲示等)で公表する など



対象となる男性従業員

- ・ 雇用保険の被保険者
- ・ 養育する子が2歳になるまでの間に通算14日以上(産後パパ育休を含む)*の育児休業
*2023年4月1日以降に開始
- ・ 育児休業開始日の直前2か月以上雇用されており、県内の事業所に勤務している
- ・ 育児休業終了後、原職等に復帰し、2か月以上雇用されている など



Q&A

- Q1** 育児休業(産後パパ育休を含む)取得日数の計算方法を教えてください。
- A1** 休業期間中の所定労働日のほか、休日を含みます。分割取得した場合は日数を通算します。育児休業中の一時的な就労日は取得日数に通算できません。また、複数の従業員の取得日数を合計することはできません。
- Q2** 国が実施する助成金(出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))との併給は可能ですか?
- A2** 併給可能です。
- Q3** 支給回数に制限はありますか?
- A3** 1事業者1回限りです。対象となる従業員が2人以上いる場合も支給は1回です。

詳細は募集要項をご確認ください

申請・お問い合わせ先

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL:052-954-6360(ダイヤルイン)

募集要項・申請様式は県Webサイトからダウンロードしてください。

愛知県 男性育休 奨励金

URL:<https://famifure.pref.aichi.jp/ikumen/index.html>



2023年度 両立支援等助成金のご案内

(出生時両立支援コース・育児休業等支援コース)

家庭生活と職業生活が両立できる“職場環境づくり”のために以下の取組を支援します!!

家庭生活と
職業生活の
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

仕事と育児の両立支援!

1 出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)

2 育児休業等支援コース

※両立支援等助成金の介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、不妊治療両立支援コースについては、厚生労働省のホームページをご参照ください。

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

		支給額
	第1種	20万円
①	代替要員加算	20万円(代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円
②	第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合: 60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合: 40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合: 20万円

※1事業主につき1回限りの支給。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできません。

おもな
要件

① 第1種(男性労働者の出生時育児休業取得)

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。
(※所定労働日が4日以上含まれていることが必要です。)

<代替要員加算>

- 男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給額を加算します。

<育児休業等に関する情報公表加算>

- 自社の育児休業の取得状況(男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数)を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算します。

② 第2種(男性労働者の育児休業取得率上昇) ※第1種の助成金を受給した事業主

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率(%)の数値が30ポイント以上上昇していること。
または
第1種の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となったこと。
- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2人以上いること。



2 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可

※A・Bとも1事業主2人まで支給（無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人）。

	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

おもな要件

A：育休取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 育児に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上でプランを作成すること。
- プランに基づき、対象労働者の育児休業（産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業。）の開始日の前日までに、プランに基づいて業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に、**連続3か月以上の育児休業**（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含んで連続3か月以上）を取得させること。

B：職場復帰時

※「A：育休取得時」の助成金を受給した中小企業事業主が対象です

「A：育休取得時」の助成金支給対象となった同一の対象労働者について、以下の全ての取組を行うことが必要です。

- 対象労働者の育児休業中に、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること。
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

II 業務代替支援

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

	支給額
A 新規雇用	50万円
B 手当支給等	10万円
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	10万円

※1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給（5年間）。

おもな要件

- 育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。
- 対象労働者が3か月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む）を取得し、事業主が休業期間中の代替要員を新たに確保する（A）または代替要員を確保せずに業務を見直し、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーさせる（B）こと。
- 対象労働者を上記規定に基づき原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

III 職場復帰後支援

以下の制度導入などに取り組み、対象労働者の育児休業から復帰後、制度を利用した場合に支給します。

	支給額
制度導入時	30万円
制度利用時	A:子の看護休暇制度 1,000円×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみ支給（制度導入のみの申請は不可）

※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。

1事業主当たりの上限は、A：200時間、B：20万円まで。

おもな要件

- 育児・介護休業法を上回る「A：子の看護休暇制度（有給、時間単位）」または「B：保育サービス費用補助制度」を導入していること。
- 対象労働者が1か月以上の育児休業（産後休業を含む）から復帰した後6か月以内において、導入した制度の一定の利用実績（A：子の看護休暇制度は10時間以上（有給）の取得またはB：保育サービス費用補助制度は3万円以上の補助）があること。

＜育児休業等に関する情報公表加算＞ ※I～IIIのいずれかに1回のみ加算

- 自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算します。

支給額

2万円

◎両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続等については、厚生労働省のHPをご覧ください。

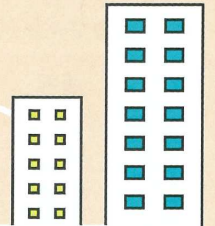
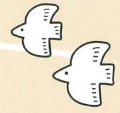
◎電話でのお問い合わせは愛知労働局 雇用環境均等部 企画課（TEL052-857-0313）へご連絡ください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



働き方改革！
今こそ



あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2023

賛同事業所募集中！



あなたの会社も
一緒に運動に
賛同しませんか？

あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会では、この運動に御賛同いただける県内の事業所を募集しています。
ワーク・ライフ・バランスを推進することは、柔軟な働き方につながるとともに、生産性が向上し、企業にも労働者にも良い効果があります。
誰もが自分らしい働き方を実現できる職場づくりに向けて、この運動の輪を広げていきましょう。

募集
期間

2023年

7月1日(土) ~ 11月30日(木)

対象

愛知県内の企業・団体・事業所

取組は1つからでも参加できます。

1 多様で柔軟な働き方の推進

2 年次有給休暇など、
休暇を取得しやすい職場環境づくり

3 時間外労働の削減

4 定時退社

5 育児、介護、病気や不妊治療との
両立支援や離職した人の復帰支援

6 男性の育児参画に向けた職場環境づくり

7 メンタルヘルス対策

8 管理職や従業員の意識改革

●11月第3水曜日は「愛知県内一斉ノー残業デー」です。

詳しくはWebサイトをご参照ください。

あいちワーク・ライフ・バランス推進運動2023

検索

申込方法・
お問合せ

Webサイト(申込フォーム)又は郵送・FAX(裏面賛同申込書)によりお申し込みください。

<https://famifure.pref.aichi.jp/aichi-wlbaction/>

郵送 〒460-8501 愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ 宛

TEL 052-954-6360

FAX 052-954-6926



あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会

日本労働組合総連合会愛知県連合会、愛知県商工会議所連合会、愛知県経営者協会、
愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会連合会、愛知労働局、名古屋市、
公益財団法人愛知県労働協会、愛知県



愛知県



賛同申込書

2023 年 月 日

FAX 052-954-6926 愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ 宛
 当社(団体・事務所)は、運動の趣旨に賛同し、以下のとおり取組を進めます。 ※記載内容は、本事業の目的以外には使用しません。

ふりがな			
企業・団体・事業所名			
所在地		〒	
Webサイト(URL)		※公表を希望する場合のみ	
担当者	所属	氏名	
	TEL	FAX	
	メールアドレス		

資本金	全従業員数	業種	
<input type="checkbox"/> 5千万円以下 <input type="checkbox"/> ~1億円以下 <input type="checkbox"/> ~3億円以下 <input type="checkbox"/> 3億円を超える <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 5人以下 <input type="checkbox"/> ~20人以下 <input type="checkbox"/> ~50人以下 <input type="checkbox"/> ~100人以下 <input type="checkbox"/> ~300人以下 <input type="checkbox"/> 300人を超える	<input type="checkbox"/> A 建設業 <input type="checkbox"/> B 製造業 <input type="checkbox"/> C 情報通信業 <input type="checkbox"/> D 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> E 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> F 宿泊業・飲食サービス業	<input type="checkbox"/> G 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> H 医療・福祉 <input type="checkbox"/> I 公務 <input type="checkbox"/> J その他 ()

●賛同する取組の内容

推進運動の実施期間中(7月1日(土)から11月30日(木))に取組を進めるもの(実施予定を含む)全てにチェックを入れ、
 県内取組事業所数を記載してください。Dについては、実施予定従業員数も記載してください。(概数で構いません。)

		県内取組事業所数
<input type="checkbox"/> A	多様で柔軟な働き方の推進に取り組みます。 <具体例> ●テレワーク・時差勤務の実施 ●短時間勤務制度の導入	
<input type="checkbox"/> B	年次有給休暇など、休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組みます。 <具体例> ●年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進 ●時間単位付与制度の活用 ●リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇、病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇など、多様な特別休暇の導入及び取得促進 ●管理職による取得の呼びかけ、取得実績の見える化	
<input type="checkbox"/> C	時間外労働の削減に取り組みます。 <具体例> ●業務の無駄や重複の見直し、会議の削減 ●残業の多い社員との面談やサポート ●多能工化による業務平準化、部門間の応援体制整備	
<input type="checkbox"/> D	定時退社に取り組みます。(11月第3水曜日は県内一斉ノー残業デー) <具体例> ●特定の日付や曜日等に企業独自のノー残業デーを設定	実施予定従業員数 人
<input type="checkbox"/> E	育児、介護、病気や不妊治療との両立支援や離職した人の復帰支援に取り組みます。 <具体例> ●「育児・介護休業法」に基づく社内制度の整備 ●両立に関する理解促進を図る研修会等への参加、各種相談対応者の明確化 ●育児、介護等で退職した人の職場復帰を促す再雇用制度の検討	
<input type="checkbox"/> F	男性の育児参画に向けた職場環境づくりに取り組みます。 <具体例> ●男性従業員の育児参画の意義や支援制度を従業員へ周知 ●配偶者が出産する男性従業員の把握 ●配偶者が出産する男性従業員へ育児休業、育児に関する休暇(子の看護休暇、配偶者出産休暇など)の取得について、上司や人事担当者による積極的な働きかけ	
<input type="checkbox"/> G	メンタルヘルス対策に取り組みます。 <具体例> ●メンタルヘルスクアに関する研修会等への参加や情報提供の実施 ●ストレスチェック及び面接指導の実施、ハラスメント対策の実施	
<input type="checkbox"/> H	管理職や従業員の意識改革に取り組みます。 <具体例> ●ワーク・ライフ・バランスに関する自社の姿勢や支援制度を従業員へ周知 ●管理職を対象とした部下のマネジメント研修(イクボス養成研修等)を開催	

※「事業所」とは一定の場所を占めて事業を行っている場所の単位で、支店・営業所・出張所・工場・研究所等をいいます。
 ※本運動の結果として取組の内容ごとの賛同事業所数(集計値)等を公表する予定です。 ※具体例は参考です。

●賛同事業所情報の公表

企業・団体・事業所名・所在地(市町村)・Webサイト(URL)、賛同する取組の内容のWEBサイトでの公表の可否についてチェックを入れてください。

承諾する 承諾しない

●今後の情報提供

今後、県からのメールによる情報提供(ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの御案内等)の希望の有無についてチェックを入れてください。

希望する 希望しない

「こどもまんなか応援サポーター」 の取組にご協力をお願いします

愛知県では、こども・子育てにやさしい社会づくりのため、すべての人ができることから取組を進める「こどもまんなか応援サポーター」（主催：こども家庭庁）を推進しています。企業の皆様にも、積極的なご協力をお願いいたします。
行政・企業一丸となって、「こどもまんなか」を広めていきましょう。

【こどもまんなか応援サポーターの概要】

① こどもまんなかの趣旨に賛同する。

サポーターの就任に特別な手続きはありません。
賛同いただく全ての方がサポーターです！

「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していきます。
どんなこどものことも考えていきます。

② サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行する。

こども・若者に意見を聴き尊重した上で何ができるのか、の答えはさまざま、正解はありません。
それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。

※アクション例

- ・「こども会議を開いて、こども・若者の意見をきいて〇〇に反映した」
- ・「電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する」
- ・「トイレの行列など、子連れに順番を譲っている」
- ・「荷物を持つてるお子さん連れに、ドアをあけてあげる」
- ・「お店に子連れ優先席をつくった」

③ ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。

SNS（Twitter、Instagram等）やYouTube上でそれぞれのアクションを
#こどもまんなかやってみた をつけて発表。

積極的な発信とアクションのご協力をお願いいたします。



【参考】 こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/ouen-supporters/>

<問い合わせ先>

愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ
052-954-6106
kosodate@pref.aichi.lg.jp

愛知県知事と「はぐみん」も
サポーターに就任しています！



愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」

婚活協力団体のご案内

愛知県では、独身従業員の結婚支援を積極的に応援する企業、団体を「婚活協力団体」として募集しています。

婚活協力団体に登録すると？

- ☑ 県公認の「結婚支援に積極的な企業」としてPRします！
- ☑ 豊富なイベント情報を提供します！
- ☑ 「プラチナ出会い応援団」（結婚支援に関するイベントやセミナーを実施する団体）にイベント企画を依頼できます！

「あいこんナビ」とは？

あいこんナビは婚活イベント情報を掲載しているサイトです。

システムを利用してイベントへの申込み、イベント企画の依頼などが可能です！

- ☑ 登録している団体を紹介します！
- ☑ 「プラチナ出会い応援団」や「出会い応援団」の実施するイベント情報を掲載します！
- ☑ イベント参加希望者がイベントに申込できます！

婚活協力団体の条件は？

- ☑ 従業員の結婚支援に取り組んでいる又は取り組もうとする団体であること。

登録の手続きは？

「あいこんナビ」上で登録いただけます。詳しくは、こちらをご確認ください。

<https://www.aiconnavi.jp/cooperation/>



<問い合わせ先>
愛知県福祉局子育て支援課子ども政策グループ
052-954-6106
kosodate@pref.aichi.lg.jp

AiconNavi
あいこんナビ
あいち出会いサポートポータルサイト